平成２３年（フ）第３１７号
愛媛県松山市松末１丁目７番６号　河本荘２号
債務者　中川　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２７号
愛媛県松山市衣山４丁目658番地２　第90杉フラット703号
債務者　濱家はるみ
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
高知県高岡郡椙原町川口5981番地
債務者　下井　武男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２６号
高知県高岡郡椙原町川口5981番地
債務者　下井　幸惠
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３６号
高知県高岡郡津野町赤木567番地１
債務者　石山　博康
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３９号
高知県高岡郡中土佐町大野見吉野428番地
債務者　竹村　浩幸
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４０号
高知県高岡郡四万十町床鍋412番地５
債務者　津田　文男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１３号
福岡県八女市上陽町上横山5589番地
債務者　井上　利広
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県八女市黒木町湯辺田324番地５
債務者　樋口　格成
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４５号
福岡県八女市大籠69番地
債務者　中島　和雄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１８０号
佐賀県佐賀市若宮１丁目４番15号
債務者　荒川由美子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4385番地193
債務者　西田　繁美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市真砂町12番１号
債務者　髙橋　博子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市西陵４丁目29番６号
債務者　末野　勝士
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市甲突町29番３号　清滝ビル303号
債務者　川田原こずえ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目33番９号
債務者　南　　信幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目33番９号
債務者　南　美代子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市本名町1166番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町3074番地の26
債務者　片平　エミ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係